

## 第1編 総論

### 第1章 函館市の責務，計画の位置づけ，構成等

◆以下のとおり，函館市（以下「市」という。）の責務を明らかにするとともに，市の国民の保護に関する計画の趣旨，構成等について定める。

#### 1 市の責務および市国民保護計画の位置づけ

##### (1) 市の責務

市（市長およびその他の執行機関をいう。以下同じ。）は，武力攻撃事態等において，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令，国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）および道の国民の保護に関する計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ，市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき，国民の協力を得つつ，他の機関と連携協力し，自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し，市域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

##### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は，その責務にかんがみ，国民保護法第35条の規定に基づき，市国民保護計画を作成する。

##### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては，市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項，市が実施する国民保護措置に関する事項等，国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

#### 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は，以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急処理事態への対処

## 資料編

### 3 市国民保護計画の見直し、変更手続

#### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

見直しにあたっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問のうえ、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問および知事への協議は要しない。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

◆市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### 1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。

市は、国民の自由と権利に制限を加えるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとし、いやしくも、国民を差別的に取り扱い、ならびに思想および良心の自由ならびに表現の自由を侵してはならない。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、または訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### 3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、道、近隣市町ならびに関係指定公共機関および関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### 5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団および自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### 6 高齢者、障がい者等への配慮および国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### 7 指定公共機関および指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関および指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関および指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

### 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

### ※ 【外国人に対する国民保護措置】

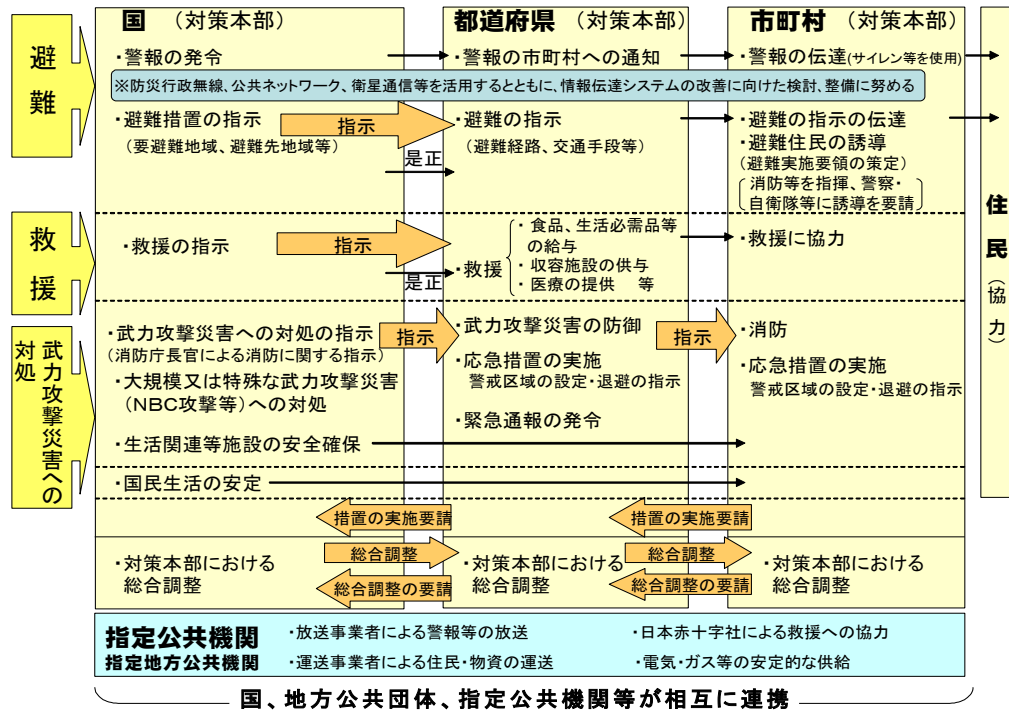
憲法第3章に規定する国民の権利および義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、または滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

### 第3章 市および関係機関の業務の大綱

◆市は、国民保護措置の実施にあたり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

#### 1 国民保護措置の全体の仕組み

### 国民の保護に関する措置の仕組み



#### 2 行政機関（市、道、市域を管轄する指定地方行政機関の組織）の業務の大綱

関係機関	業務
[各機関共通事項]	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組織の整備、訓練、啓発</li> <li>○被災情報の収集・報告</li> <li>○武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> <li>○生活関連等施設の安全の確保に関する措置の実施</li> </ul>
市 (市消防含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市国民保護計画の作成・変更</li> <li>○市国民保護協議会の設置・運営</li> <li>○市国民保護対策本部および市緊急対処事態対策本部の設置・運営</li> <li>○警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>○救援の実施、安否情報の収集・提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>○退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>○水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>○国民保護措置に必要な物資・資材の備蓄</li> </ul>

関係機関	業 務
道 (道警察含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道国民保護計画の作成・変更</li> <li>○道国民保護協議会の設置・運営</li> <li>○道国民保護対策本部および道緊急対処事態対策本部の設置・運営</li> <li>○警報の通知</li> <li>○住民等に対する避難の指示・解除，避難住民等の誘導に関する措置，道の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>○救援の実施，救援物資の売り渡し要請等救援物資の確保に関する措置，安否情報の収集・提供，外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>○武力攻撃災害の防除・軽減，緊急通報の発令，退避の指示，武力攻撃原子力災害への対処，生活関連等施設の安全確保，警戒区域の設定，保健衛生の確保その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>○生活関連物資等の価格の安定，管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>○交通規制の実施</li> <li>○国民保護措置に必要な物資・資材の備蓄</li> </ul>
北海道財務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公共団体に対する災害融資</li> <li>○金融機関に対する緊急措置の要請</li> <li>○普通財産の無償貸付</li> <li>○被災公共土木施設等の復旧事業費の査定の立ち会い</li> </ul>
函館税関	○輸入物資の通関手続
北海道労働局	○被災者の雇用対策
北海道農政事務所	○武力攻撃災害対策用食糧・備蓄物資の確保
北海道森林管理局	○武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
北海道開発局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災時における直轄河川・国道等の公共土木施設の応急復旧</li> <li>○港湾施設の使用に関する連絡調整</li> <li>○港湾施設の応急復旧</li> <li>○農業関連施設の応急復旧</li> </ul>
北海道運輸局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運送事業者への連絡調整</li> <li>○運送施設・車両の安全保安</li> </ul>
東京航空局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飛行場使用に関する連絡調整</li> <li>○航空機の航行の安全確保</li> </ul>
札幌管区気象台	○気象情報の把握・情報の提供
第一管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○船舶内に在る者に対する警報・避難措置の指示の伝達</li> <li>○海上における避難住民の誘導，秩序の維持，安全の確保</li> <li>○海上における警戒区域の設定，退避の指示</li> <li>○生活関連等施設の安全の確保に係る立入制限区域の指定等</li> <li>○海上における消火活動，被災者の救助・救急活動，その他武力攻撃災害への対処に関する措置</li> </ul>

### 3 公共機関（指定公共機関，指定地方公共機関）の業務の大綱

関係機関	業 務
[各機関共通事項]	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民保護業務計画の作成・変更</li> <li>○組織の整備，訓練</li> <li>○被災情報の収集・報告</li> <li>○管理施設の応急復旧に関する措置の実施</li> <li>○武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> <li>○国民保護措置に必要な物資・資材の備蓄</li> </ul>
放送事業者	○警報・避難の指示（警報の解除・避難の指示の解除を含む）の内容，緊急通報の内容の放送
運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難住民・緊急物資の運送</li> <li>○旅客・貨物の運送の確保</li> </ul>
電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力</li> <li>○通信の確保，国民保護措置の実施に必要な通信の優先的な取扱</li> </ul>
電気事業者	○電気の安定的な供給
ガス事業者	○ガスの安定的な供給
郵便事業を営む者	○郵便の確保
医療機関	○医療の確保
公共的施設の管理者	○道路・管理施設の適切な管理
日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救援への協力</li> <li>○外国人の安否情報の収集・整理・回答</li> </ul>
日本銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節</li> <li>○資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</li> <li>○金融機関の業務運営の確保に係る措置</li> <li>○金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</li> <li>○各種措置に関する広報</li> </ul>

※「2 行政機関」，「3 公共機関」の連絡先は資料編6参照。

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

◆市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、あらかじめ、市の地理的、社会的特徴等について確認するとともに、その特徴を十分考慮する。

### 1 地形

本市は、北海道の南西部、渡島半島の南東部に位置しており、総面積677.86km<sup>2</sup>となっている。

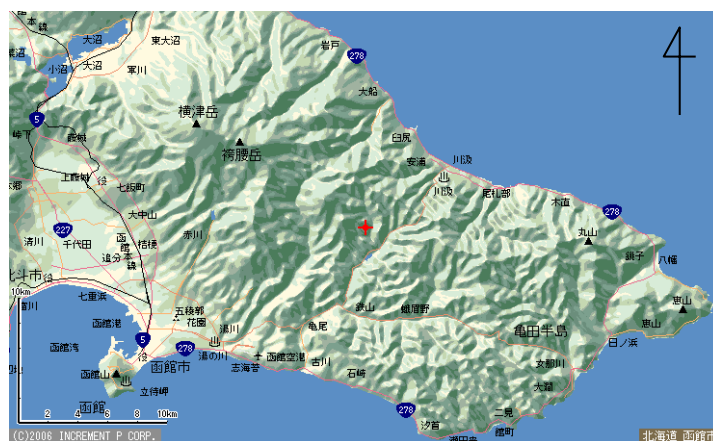
北西側を除くと、境界は全て海岸線であり、津軽海峡、太平洋、噴火湾に面し、津軽海峡を挟んで、青森県と向かい合い、青森県下北郡大間町と近接している。

北西側は、北斗市、亀田郡七飯町、茅部郡鹿部町と接している。

地形は、函館山、函館平野、平野部の北側、東側にある山岳地となっており、山岳地は、袴腰岳（1,108m）を最高峰に、南東方向に山並みが連なり、東端には、火山である恵山などがある。

函館湾沿いに北斗市に至る海岸線の背後地は標高が低く、一方、湯の川方面から国道278号沿いの鹿部町に至る海岸線では、山岳地を背後に急斜面があり、平坦地が少ない。

また、亀田川、常盤川、松倉川、汐泊川、原木川、尻岸内川、矢尻川、磯谷川などの2級河川がある。



### 2 気候

本市は、対馬暖流の影響を受けているため年間の寒暖の差は比較的少なく、北海道内で最も温暖な気候である。

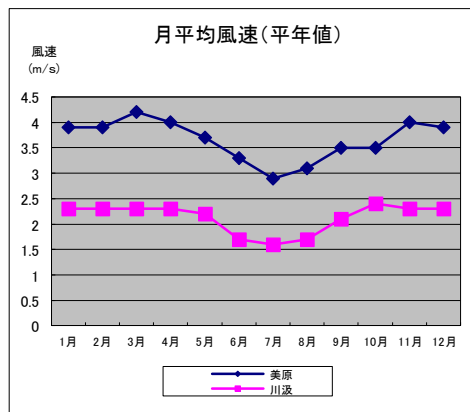
4月から5月は、日本海から低気圧や高気圧が交互に日本列島を通過し、天気は周期的に変化する。この期間の日照時間は多く、次第に暖かくなる。

6月から9月にかけて、オホーツク海高気圧の勢力が強いときは、冷湿な東風の影響で気温が低く、曇天が続くこともある。

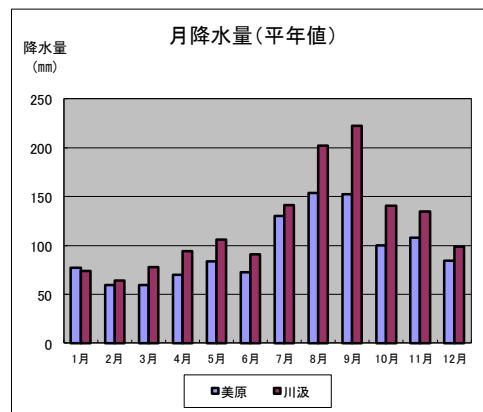
7月から8月は、北太平洋高気圧が北海道へ張り出し、夏型の気圧配置となって暑くなる。しかし、渡島半島が海に囲まれた海洋性気候であることから30℃を超える真夏日になることは少ない。

9月から10月は、低気圧と高気圧が交互に日本列島を通過し、天気は周期的に変化するが、勢力の強い高気圧が張り出すと晴天が続くこともある。また、秋雨前線と台風の影響で大雨となることもあり、9月の降水量は年間で最も多い。

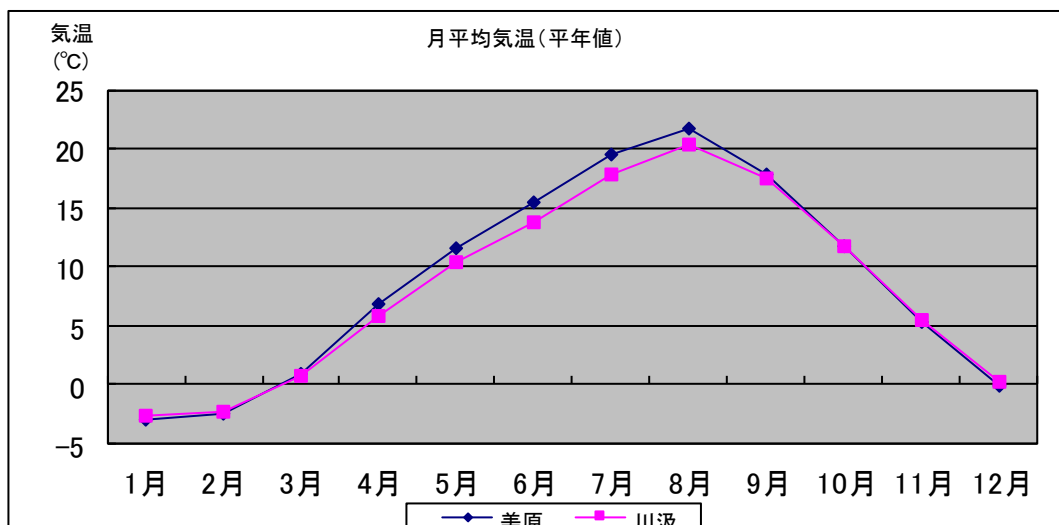
11月から3月は、冬型の気圧配置になることが多く、気温が下がり吹雪になることもある。しかし、駒ヶ岳から大千軒岳に至る山岳が季節風を遮るため、比較的晴れやすく降雪量は少ない。



統計期間 函館市美原：1981年～2010年  
川汲：1981年～2010年



統計期間 函館市美原：1981年～2010年  
川汲：1981年～2010年



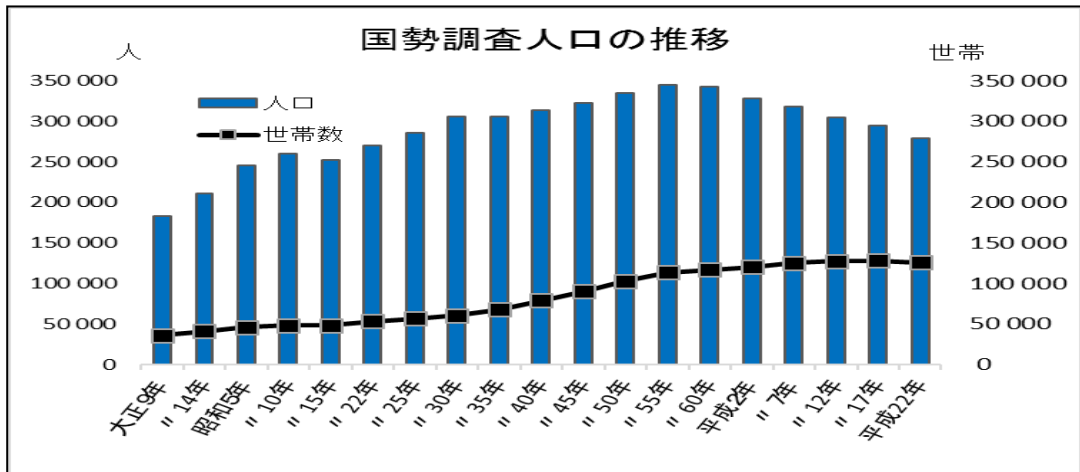
統計期間 函館市美原：1981年～2010年 ※観測地点や観測項目により統計開始年および統計期間が異なるため、平年値を比較する際は取り扱いに注意すること  
川汲：1981年～2010年

### 3 人口分布

国勢調査の結果によれば、本市の人口は、昭和55年をピークに減少しているが、特に都心部の人口が大きく減少している一方、郊外部においては、増加してきている。

平成22年の国勢調査では、65歳以上の老年人口は全人口の27.5%を占め、増加している一方、15歳未満の年少人口は10.9%と減少しており、少子高齢化が一層進行してきている。

また、人口の多い町丁は、4,000人以上では、深堀町、富岡町2丁目、桔梗町、石川町、富岡町1丁目、亀田港町の順となっており、亀田支所管内に集中している。



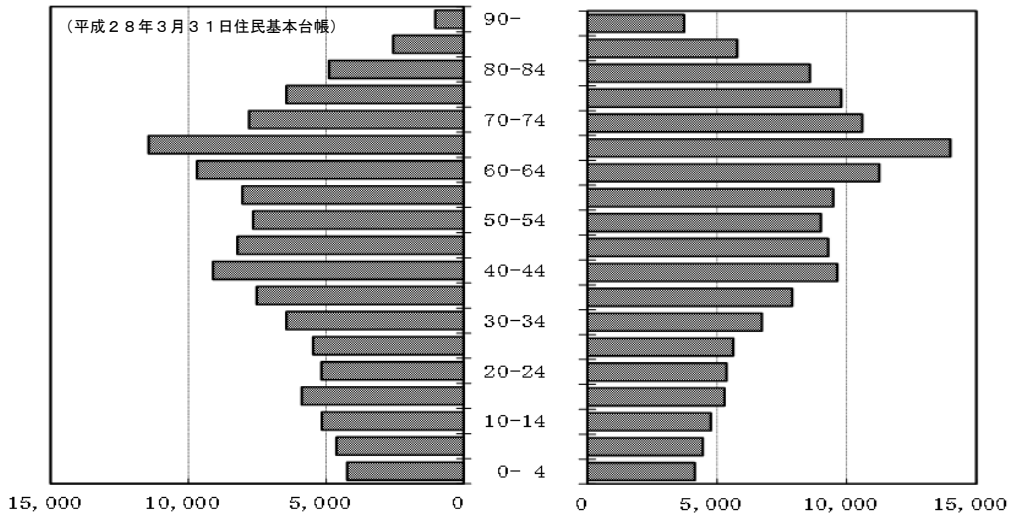
管内別人口 (平成28年3月31日住民基本台帳)

管内区分	世帯数	人口 (人)		
		総数	男	女
本庁	47,218	81,425	36,257	45,168
湯川支所	26,382	48,124	21,649	26,475
銭亀沢支所	3,593	7,194	3,323	3,871
亀田支所	60,012	117,560	54,185	63,375
戸井支所	1,343	2,786	1,306	1,480
恵山支所	1,602	3,179	1,520	1,659
楳法華支所	492	1,004	473	531
南茅部支所	2,568	5,501	2,632	2,869
計	143,210	266,773	121,345	145,428
うち外国人	689	808	312	496

注) うち外国人の世帯については、外国人のみで構成する世帯と日本人と外国人で構成する世帯の合計

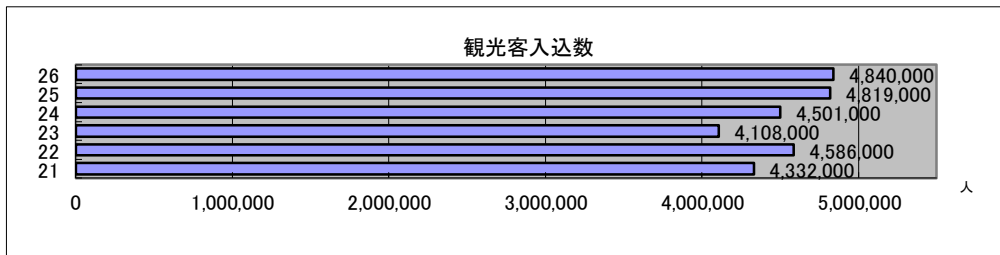


5歳階級別人口ピラミッド  
男 女



#### 4 観光客入込数

本市への観光客は平成23年度には、東日本大震災の影響で約410万人にまで落ち込みましたが、それ以降は増加傾向にあり、近年は480万人前後で推移している。



#### 5 道路の位置等

国道は函館駅から放射状に延びており、西には函館湾沿いに北斗市、木古内町に続く海岸線を通る228号、東には海岸線を通り、本市を周回しながら北上し鹿部町に続く278号、北には札幌市へと続く5号、北西には中山峠を越え厚沢部町、江差町に続く227号のほか、青森県と結ぶ279号、280号、338号がある。

道道では、主要道道として、中心市街地の東西を結ぶ函館上磯線(100号)と南北を結ぶ赤川函館線(347号)、鉄山町から日浦町へ至る函館恵山線(41号)、松風町から川汲町へ至る函館南茅部線(83号)、国道278号から函館空港に至る函館空港線(63号)があり、特に、函館上磯線は渋滞する路線となっている。

## 6 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、北海道旅客鉄道(株)および道南いさりび鉄道(株)が運行しており、函館駅は4面8線の地上駅で、函館本線、道南いさりび鉄道線の列車が発着し、北は札幌市方面へ、南は木古内町方面へ続いている。

市内の駅は、函館駅のほか、五稜郭駅、桔梗駅がありいずれも函館本線区間にある。

空港は、中心市街地の東に、3,000m滑走路を有する函館空港があり、道内では丘珠空港、新千歳空港、奥尻空港、また、道外では東京国際空港、中部国際空港、大阪国際空港など、さらには、国際便として中国や台湾などとの定期便が就航している。

港湾は、函館湾に面する函館港と太平洋に面する榎法華港があり、函館港のけい留施設は水深4.5m～14.0m、榎法華港のけい留施設は水深2.0～4.0mである。



## 7 自衛隊施設等

自衛隊施設は、広野町に陸上自衛隊函館駐屯地(第28普通科連隊)および自衛隊函館地方協力本部が所在している。

また、大町に海上自衛隊大湊地方隊函館基地が所在している。

## 8 本市に近接する施設等

本市には所在しないが、近接する重要な施設としては、北斗市七重浜に石油、高压ガスの貯蔵施設があり、また、津軽海峡を挟んだ青森県下北郡

大間町では、原子力発電所の建設が進められており、最短距離で約2.3km南に位置している。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

◆市国民保護計画においては、以下のとおり国の基本指針および道国民保護計画において想定されている、武力攻撃事態および緊急処理事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

国の基本指針および道国民保護計画において想定されている以下に掲げる4種類の事態を対象とする。

- ①着上陸侵攻
- ②ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③弾道ミサイル攻撃
- ④航空攻撃

なお、これらの4種類の特徴および特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等または生物剤もしくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、国の基本指針および道国民保護計画に記述している。

### 2 緊急処理事態

緊急処理事態として、国の基本指針および道国民保護計画において想定されている以下に掲げる事態例を対象とする。

#### (1) 攻撃対象施設等による分類

- ①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
  - ・原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
- ②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
  - ・大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

#### (2) 攻撃手段による分類

- ①多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
  - ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、